

国民生活産業・消費者団体連合会

生団連会報

2020年7月 VOL.36

トップニュース

2020年度 定時総会



活動報告

- ・コロナ後の成長に繋げるために
～第2次補正予算成立を受けて
- ・特措法改正による
司令塔「国家感染症対策センター」の設置を

会員紹介 We Are SEIDANREN! We Are SEIDANREN

- ・株式会社 いちい
- ・新入会員
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
株式会社ウィルオブ・ファクトリー
- ・埼玉県地域婦人会連合会 柿沼 トミ子会長が
「2020年度消費者支援功労者表彰
内閣総理大臣表彰」を受けられました
- ・消費科学センター
～森林環境税に関する要望書を総務省に提出～

■ 生団連の使命

「国民の生活・生命を守る」

■ 生団連の活動指針

- 一、国民生活の安全・安定の確保と質の向上、関連業界の健全な発展への貢献を通じて、「国民の生活・生命を守る」という使命を追求し続けます。
- 一、世界的な視点から日本の現状を顧みて、立ちはだかる諸課題に対し、御上頼りになることなく「自ら解決に取り組む先駆け」となることを目指します。
- 一、生産・製造・流通サービスの業界と消費者団体が一体となって大いに研究・議論を尽くし切磋琢磨して、政府・行政の政策運営に対する発言力、提案力、そして実現力の確保に努めます。



2020年度 定時総会

2020年6月10日(水)15:00～
ホテルニューオータニ宴会場階「鳳凰の間」

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から議決権行使書を活用し、出席人数を抑えた形での開催となりました。当日は、感染防止策を入念に行い、会長、会長代行はじめ役員13名にご出席いただき会を執り行いました。第4号議案「2020年度活動計画」の審議における新・重点課題「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ～」も含め、下記決議事項についてお諮りし、すべての議案が原案の通り可決承認されました。

【決議事項】

- 第1号議案 2019年度活動報告について
- 第2号議案 2019年度収支決算について
- 第3号議案 役員改選について
- 第4号議案 2020年度活動計画について
- 第5号議案 2020年度収支予算について
- 第6号議案 会員の異動について



▲(左)埼玉県婦連 柿沼会長、(右)アサヒビール 塩澤社長



▲高島屋 村田社長 (日本百貨店協会会長) ▲大創産業 矢野社長

【2020年度活動計画について】

新・重点課題

「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し ～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ～」

生団連の取り組み課題

- (1)「国家感染症対策センター」の設置
- (2)緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論
- (3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

小川会長コメント

国民の生命を守るという観点で国は仕組みづくりを行うべきである。特措法の改正によって、強力なリーダーシップを持つ機関となる「国家感染症対策センター」を設置し、この緊急事態に対処することを提言したい。加えて、緊急事態下の国のあり方について平時から議論することも重要だ。また、仮説段階であるが、保健所を中心とした「日本式公衆衛生モデル」の成果について検証し、そのグローバル発信を考えていきたい。今後生団連内で議論を進めていく。



重点課題

(1)「国家財政の見える化」の実現に向けて

- ①「国家財政の見える化」の実現に向けて必要な具体的アクションの実行・提言
～国家予算全体を表す「連結財務諸表」の国会提出・審議を必須とする新法の立法を目指す。
- ②国家の持続的な成長を実現するための予算プロセス「3ヶ年の複数年度予算制度」実現に向けた調査・議論

「国家財政の見える化」委員会座長
キリンビール株式会社 布施 孝之 代表取締役社長

「国家財政の見える化」の具体的な仕組みづくりと、「3ヶ年の複数年度予算制度」の実現に向けて活動を加速させていく。特に今、感染症の影響により難しい財政運営が求められる状況においては、国民に対する透明かつ正確な情報開示と説明を通じての「国と国民の信頼関係」構築が欠かせないと考えている。



(2)「生活者としての外国人」の受入れ体制の構築に向けて

- ①基本指針の揭示 ～「外国人の受入れに関する行動指針」
企業・地域コミュニティが在留外国人の受入れに際して持つべき心構えを示した基本指針について、会員間で共有し、各会員がその指針の採択を行うとともに生団連と一緒に対外的発信を進めることを目指す。
- ②「教育」に関する具体的な制度設計・整備への提言 ～将来の社会の分断を回避するために

外国人の受入れに関する委員会座長
三菱食品株式会社 森山 透 代表取締役社長

「外国人の受入れに関する行動指針」の揭示と、不就学児童生徒等への教育機会提供などが在留外国人等に対する教育政策の具体化に取り組んでいく。コロナ禍において在留外国人等の社会的立場の弱さが改めて顕在化したことを受け、今こそ生団連が声を上げ、「生活者としての外国人」の受入れに関する指針を示していかなければならない。



(3)「エネルギー・原発問題」の国民的議論に向けて

- ①エネルギー政策に関する提言の発信
再生可能エネルギーを中心としたエネルギーシステムの転換の必要性を踏まえて、より具体的なエネルギー計画の生団連案を発信していく。
- ②原発問題「ファクト」の発信
核廃棄物の最終処理問題は、国民全員が向き合わなければならない最大の問題と位置付け、解決に向けた現実的なシナリオプランニングに取り組む。
- ③省エネに関する会員企業の取り組み紹介

「エネルギー・原発問題」委員会共同座長
東京都地域婦人団体連盟 谷茂岡 正子 会長

わが国のエネルギー政策の姿を「ファクト(事実)」に基づいて描く、というテーマのもと、引き続き原発問題および再生可能エネルギーを軸として活動していく。また、今年度は研究・議論の成果を外部へ発信していくことにも注力し、国民的議論の喚起へと繋げていきたい。



(4)「生団連災害支援スキーム」での実効性のある支援実現に向けて

- ①支援の実現性の向上 ～想定支援物資リストのアップデート
- ②支援の実効性の向上 ～「生団連災害支援スキーム」の稼働

「会員が支援できるもの」をもとに行う「サプライファースト支援」について、対応可能な会員企業とともに具体的な支援モデルを策定する。

生団連 佐藤 聡司 専務理事

「生団連災害支援スキーム」として、従来通り情報収集力は強化しながら、有事の際に実際に支援が施せる仕組みづくりを目指している。生団連内外の災害支援団体との協力関係や、平時よりの自治体との連携を構築し、緊急時の情報、被災地ニーズと支援のマッチング力を強化していく。



研究課題

- (1)プラスチック問題
- (2)食品ロス削減推進に向けた活動 等



▲ライブ配信の様子

組織強化

- (1)内外とのリレーション強化
- (2)「地域生団連」の展開
 - ①「埼玉県生団連」の本格稼働
 - ②全国各地への展開を見据えて ～候補地選定、企業・消費者団体・NPOへのアプローチなど

新任常務理事 三井食品株式会社 萩原 伸一 代表取締役社長

「国民の生活・生命を守る」という生団連の使命に大いに共感している。「生活者の声を国へ届ける」という皆様の熱意を昨年からの理事会等を通じてひしひしと感じた。その一端を担いながら、少しでもお役に立てるよう活動してまいります。



消費者部会長
一般社団法人消費者市民社会をつくる会 阿南 久 代表理事

新・重点課題を新たに盛り込んだことも含めて大いに支持したい。コロナ禍において、最低限の要請に留めながらも一定の成果があったのは「成熟した民主主義社会の証」だと感じた。これをさらに発展させていくことが日本のあり様であり、生団連が推進すべきことだと思う。



コロナ後の成長に繋げるために～第2次補正予算成立を受けて

生団連は、6月15日、令和2年度第2次補正予算の成立を受けて、「成長や地域社会への貢献が見込める企業への重点的支援を」と「雇用安定のために雇用流動化の議論を加速させよ」の2点を問題提起いたしました。コロナ禍という苦境を乗り越える努力が、将来のわが国の成長や発展、そして国民の生活の安定や安心に繋がるようにとの考えに立ち発信したものです。



2020年6月15日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）
会長 小川 賢太郎

コロナ後の成長に繋げるために～第2次補正予算成立を受けて

事業規模 117 兆円の本年度第 2 次補正予算が成立した。国民と社会の不安払しょくのために今後の迅速かつ円滑な各対策の実施を強く望む。一方でこうした対策の財源が将来の財政負担となる多額の国債発行によって賄われていることも忘れてはならない。大切なお金は使うべきところに使ってほしい。生団連には先般のマスク全戸配布などに失望の声も寄せられた。「国家財政の見える化」にも取り組む生団連は、財政支出はその決定プロセスに透明性があり、説明責任が果たされた、国民にとって納得感のあるものでなければならぬと考える。そして、何より重要なのは将来に亘って国民のためになるように使うことである。国民の将来の負担を軽減するためにも財政出動を伴う各対策をわが国の成長と発展に繋げていかなければならない。こうした観点から、生団連は今般の補正予算で特に力点が置かれている企業支援と雇用の擁護に関して、以下の 2 点を問題提起したい。

1. 成長や地域社会への貢献が見込める企業への重点的支援を

資金繰り対応など企業への支援については従来の融資に加え、資本注入もメニュー化されており質・量ともに支援策はより強化されている。しかし、モラルハザードともなりかねない企業の一時的な延命策で終わらせては国民の利益を損なうことになる。資本性の資金投入を行うのであれば、なおのことその支援対象を適切に選定していくことが重要になってこよう。あらゆる企業を一律に助けるのではなく、例えば、既往実績や今後の事業計画などからコロナ後においてもその成長・発展や地域社会への貢献が見込まれるような企業に優先的・重点的に支援を配分していく工夫が求められる。官民の金融機関にはこれまで主に間接金融を通じて蓄積されてきた企業評価・分析力がある。これらをしっかりと踏まえた投融资が現場において判断、実行されるよう政府の指導を求めたい。

2. 雇用安定のために雇用流動化の議論を加速させよ

コロナ禍によって、企業内の余剰労働力が企業・業界横断的に社会全体で吸収できないという、雇用が個々の企業存続に依存する労働市場硬直性の問題が浮き彫りになった。緊急時には今現在の雇用を守ることに最注力しつつも、企業の競争力強化や失業なき労働移動の実現といった本質的な雇用の安定を目指す雇用流動化の議論を止めてはいけぬ。雇用助成金対象の出向期間の拡大やミスマッチ解消のための情報共有など今すぐにも着手できるものから、雇用規制の緩和、ジョブ型雇用の拡大、人材育成制度の充実など構造的問題についての検討も進めていかなければならない。休業・失業手当等の拡充も重要であるが、その議論だけでは不十分である。緊急時の給付や助成と改革に必要なセーフティネットを混同すべきではない。財政によって雇用を下支えしている今こそ官民ともにこうした議論を加速させるべきではないだろうか。

以上

特措法改正による司令塔「国家感染症対策センター」の設置を

7月10日には、特措法改正による司令塔「国家感染症対策センター」の設置をを発表しました。「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を一部改正し、現行の政府対策本部の「透明性」と「司令塔機能」の一層の強化を図った「国家感染症対策センター」の設置を提言する内容となっています。コロナ関連の問題を含め、6月10日定時総会において決議した課題に生団連は今後も精力的に取り組んでまいります。

特措法改正による 司令塔「国家感染症対策センター」の設置を

■顕在化したコロナ対策の問題点

新型コロナウイルスの感染拡大というかつてない危機に見舞われながらも、政府、自治体、国民が力をあわせて立ち向かったことで、医療崩壊は免れ、経済活動も段階的に再開されている。しかし、コロナ禍は終息したわけではない。第1波を乗り越えつつある今こそ、気を緩めず第2波、第3波の到来に対する備えを充実させなければならない。この観点から生団連は、会員から寄せられた生活者目線の声等も踏まえ、第1波において顕在化した政府の対応や対策の問題点を整理し、これらを①不十分であった国民の信頼感の醸成、②スピードや実効性に課題が残った対策策定・執行の2点に集約した。

■透明性と司令塔機能強化の必要性

この問題を解決するために、現在の指揮系統の中心を担っている「政府対策本部」に替わり、透明性と司令塔機能を強化した「国家感染症対策センター」(以下、センター)の設置を提言する。このセンターは、台湾の「中央感染症指揮センター」を参考にしており、感染拡大防止策のみならず、医療提供体制の強化、そして緊急事態措置にかかる補償、さらには各種経済対策の打ち出しに至るまで関係省庁や分野横断的に指揮権限を有する強力な司令塔となることを想定している。

■特措法改正による設置を

各方面より感染症対策の司令塔設置の声が上がっており、中には常設機関の設置を求めるものもある。しかし、生団連は、①第2波、第3波の到来に対して備えるための時間的制約がある、②常設では行政の肥大化を招く、③強力な権限は緊急時にも認められるべきである、という3つの理由から、新立法や大規模な組織再編を伴う常設機関の設置ではなく、現実的かつ有効な方策として緊急事態時の法律である「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、特措法)の改正によるセンター設置を提言するものである。

「国家感染症対策センター」設置にかかる特措法改正のポイント

1. 透明性の高い組織

国民の信頼感が醸成される体制づくり

- (1) 各分野の専門家および実務担当者を正式構成員とする
- (2) 自治体首長の招集を可とする
- (3) 適時適切な経済対策の打ち出しができる組織へ

2. 司令塔機能の強化

強力なリーダーシップを取ることができる体制づくり

- (1) 自衛隊の派遣要請権限の付与
- (2) 自治体に対する「総合調整」権限の強化
- (3) 医療提供体制にかかる権限の強化
- (4) 休業要請に対する補償を規定

1 顕在化した問題点

1 不十分であった国民の信頼感の醸成

〈生団連に寄せられた声〉

- ▶ 全国の小中高校に対する休校要請やマスク全戸配布等の対策が、どのような議論を踏まえて決定されたのかわからなかった。その経緯や対策の効果等について丁寧な説明がほしかった。
- ▶ 緊急事態宣言が発出された際に、解除の条件が明示されなかった。達成すべき目標がないまま、先行きが見通せない曖昧な状況で我慢を強いられた。
- ▶ 専門家の情報発信が、政府の公式的な見解なのか、専門家個人の主張なのかかわからず、専門家会議の位置づけが不明確だった。
- ▶ 政府と自治体で意見の食い違いが発生し、先行きに不安を感じた。
- ▶ 特措法では休業要請と補償がセットになっていないことに加え、そもそも政府対策本部が経済支援策を打ち出す機関なのかどうかかわからず、不安であった。

国民の不安と不満の声は決して小さくはなかった。対策の実効性を高めるためには、国民の安心感と納得感を醸成することが必要不可欠である。司令塔機関には、対策の妥当性・合理性について可能な限りエビデンスを示すなど、その策定プロセスや対策の目標設定等を国民に「見える化」することが求められる。対策策定・執行そして明確なメッセージ発信まで含め国民が信頼できる透明性の高い組織にしなければならない。

2 スピードや実効性に課題が残った対策策定・執行

〈生団連に寄せられた声〉

- ▶ 巷間ではマスク不足が続いた。医療機関からは医療用マスクや防護服等の医療物資が足りない悲鳴があがっていた。検査体制の拡充もなかなか進まなかった。政府は、医療提供体制やサプライチェーンの強化にもっと力を発揮してほしい。
- ▶ 緊急事態宣言の外出自粛要請や休業要請が打ち出されたが、営業を継続している対象の事業者もいたため、緊急事態宣言の効果に疑問を感じた。
- ▶ 不安払しょくのためでもあるが、そもそも経済支援策は予算措置やオペレーションに時間がかかるので、経済・社会活動の制限と同時に打ち出してほしい。

緊急事態においては、司令塔機関が強力なリーダーシップを発揮できるような体制が敷かれるべきである。対策のスピードと実効性を高めるためには、センターに必要なかつ十分な権限を付与し、その司令塔機能を強化することが重要である。

2 特措法改正のポイント

1 透明性の高い組織

国民の信頼感が醸成される体制づくり

対策策定・執行そして明確なメッセージ発信まで含め、国民が信頼できる透明性の高い組織とするために、以下の点において特措法の改正を提言する。

(1) 各分野の専門家および実務担当者を正式構成員とする

- ▶ 科学的知見を提示する専門家、その知見をもとに適切に判断し対策を打ち出す政府、というように両者の関係性を明確化することは国民の信頼を得るための前提である。しかし、これまでは対策策定と発信の両面において専門家の位置づけが不明確であった。こうしたことから今般、専門家会議廃止の方針が打ち出された。しかし、生団連は寧ろ、専門家もセンターの正式な構成員にすべきと考える。センターに対策策定とその発信についての権能と責任を集中させ、国民にとってわかりやすい組織とするためである。
- ▶ 各対策の円滑な執行を担保し、国民の不安や不満を払しょくするには、打ち出される各対策がタイムスケジュールを含めた具体的なアクションプランにまで落とし込まれていなければならない。そのためには、情報インフラやロジスティクス等も含めた関係省庁や行政機関の実務担当者もセンターの構成員またはセンター内の事務局スタッフとすべきである。現行法においても、指定行政機関の長その他職員を政府対策本部の職員として内閣総理大臣が任命することになっているが、こうした実務担当者がセンター立ち上げ時より直ちに機能できるよう、当該職員の職位等を例示するなどより具体的かつ明確な規定とする。

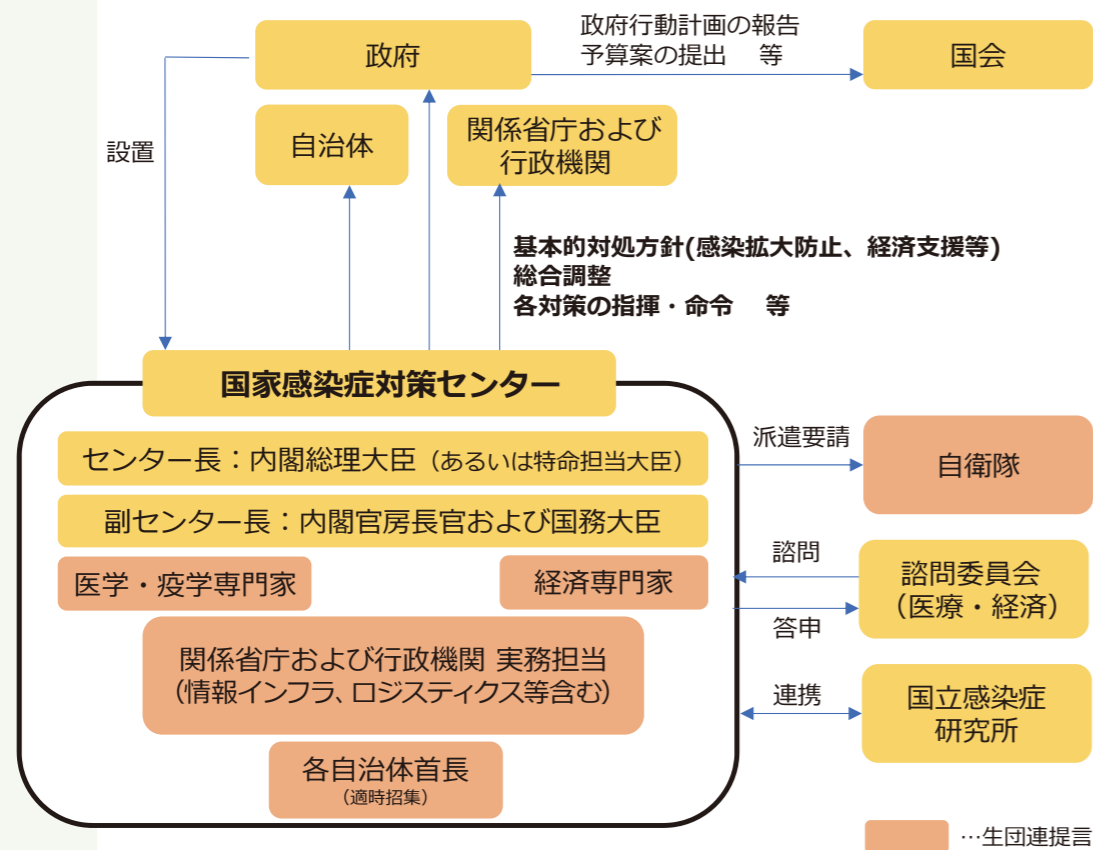
(2) 自治体首長の招集を可とする

- ▶ 特措法第20条により、緊急事態宣言下において政府対策本部長は都道府県知事に対して「総合調整」を行うことができる。一方、都道府県知事は政府対策本部長に「意見」を申し出ることができる。しかし、これらの規定の曖昧さが政府と自治体との連携の乱れにつながり、国民の不安を生んだ。権限規定の再整備に加え、対策策定プロセスにおいても緊密な連携が取れるようにセンターに適宜関連する自治体首長の招集権限を付与する。

(3) 適時適切な経済対策の打ち出しができる組織へ

- ▶ 経済・社会活動を制限する緊急事態措置については、国民に安心感を与え対策の実効性を高めるためにも、そのマイナス影響を見据え、個々の措置に対する補償、さらには家計・企業への給付等の経済対策が同時に打ち出されるべきである。第1波において途中から経済の専門家が諮問委員会のメンバーに加えられた。生団連はこの考えをさらに進めて、経済の専門家もセンターの正式構成員とし、加えて補償、経済対策等も「基本的対処方針」の対象とすることを提言する。センターは司令塔として、感染拡大防止策と併せて適時適切な経済対策を策定・執行できる組織であることが重要である。

〈国家感染症対策センター組織イメージ〉



2 司令塔機能の強化

強力なリーダーシップを取ることができる体制づくり

以下の法改正をもって、センターの司令塔機能を強化する。

(1) 自衛隊の派遣要請権限の付与

- ▶ 自衛隊は、ダイヤモンドプリンセス号への医療支援や空港検疫において、自らは感染者を一人も出さず、迅速かつ適切に対応した。医療提供体制の強化の観点から、今回明らかとなった自衛隊の緊急事態への対応力をフル活用できるように、自衛隊の派遣要請ができる権限を改めて特措法に明記する。

(2) 自治体に対する「総合調整」権限の強化

- ▶ 複数自治体に跨って構成されている経済圏の場合、個々の自治体が別々に対策を講じるのは極めて非合理的である。そこで、同一経済圏にある自治体に対しては統一性のある指示ができるよう、センターの自治体に対する「総合調整」の権限を強化し、センター主導のもと経済圏が一体となって対策を進めていける体制にする。

(3) 医療提供体制にかかる権限の強化 (医薬品、医療関連品の供給力増強なども含む)

- ▶ 医療資源(人員、病床、医薬品、医療関連品等)の過不足状況、国内外の生産・供給能力等の情報、さらには、コロナ禍終息に欠かすことのできない検査薬や治療薬、そしてワクチンの開発状況をセンターが一元的に掌握できる仕組みをつくり、適切な医療資源の配分や国際連携を含む開発支援計画が策定できるようにする。特措法の改正としては、情報集約権限の付与にとどめるが、現実的には既存システムのレベルアップ、または新規システム導入などによる情報収集・管理体制の構築が必要となる。
- ▶ 医療提供体制の崩壊を絶対に阻止するために、医療資源については現行法にある収用・保管に留まらず、一定の補償を前提に、特定のメーカー等に対し生産、増産命令(生産に必要な原材料の調達も含む)ができる権限をもセンターに持たせ、サプライチェーン全体に亘ってその整備、強化を指揮できるようにする。

(4) 休業要請に対する補償を規定

- ▶ 特措法第45条 第2項以降の休業要請等においては補償に関する項目がなく、営業を継続している対象の事業者も存在し、その強制力が問題視された。一部に意見のある罰則規定の追加に対しては依然国民の反発が強く、却って対策の効果が損なわれる恐れもある。一方で、実際には休業事業者には自治体から「協力金」等が支給され、また各種企業支援策が補正予算で組み込まれている。そうであるならば、要請である以上補償とは言わないといった形式的な議論ではなく、特措法自体に補償の規定を明記すべきではないか。これによって、国民の安心感・納得感を醸成することこそが、緊急事態措置の実効性を高めることに繋がると生団連は考える。

付記：各対策の財源について

各対策を講じていくには相応の財源が必要である。財源の手当てについても特例的な権限を有すべきとの考えもあるが、財政民主主義に関わる重い問題であるので、この点は別途議論する。但し、補正予算で承認された予備費についてはセンターがその使用につきイニシアティブを取れるようなルールづくりは検討すべきである。

〈特措法改正点まとめ〉

| 項目 | 現行 | 改正点 |
|--|--|--|
| 組織名 | (政府対策本部の設置) 第15条 | 第15条を改正 「国家感染症対策センター」とする |
| 透明性の高い組織 | 構成員 (組織) 第16条第6項 政府対策本部員は、国務大臣のみで構成 同第7項 本部員以外の職員は内閣総理大臣が任命 | 第16条を改正 構成員の拡充(含む具体例の明示) ・医学・疫学の専門家 ・経済の専門家 ・関係省庁および行政機関の実務担当者 ・各自治体首長の招集権限 |
| | 経済対策 (基本的対処方針) 第18条第2項 基本的対処方針に経済対策に関する項目はない | 第18条第2項に追加 基本的対処方針に定める事項として経済対策を追加 |
| 司令塔機能の強化 | 自衛隊の派遣要請 | 第20条に追加 自衛隊の派遣を要請できる権限 |
| | 自治体との権限境界 (権限) 第20条 「総合調整」を行うことができるという記載のみ | 第20条に追加 同一経済圏に対して統一性のある指示ができるように権限を強化 |
| | 医療提供体制 情報集約 | 第20条に追加 医療提供体制の情報等を集約できる権限(自治体、関係省庁、行政機関より) |
| | 生産命令 (物資の売渡しの要請等) 第55条 医療資源の収用・保管までしか権限が及ばない | 第55条に追加 一定の補償を前提に、医療資源の生産、増産(原材料の調達も含む)を命令する権限 |
| 補償規定 (感染を防止するための協力体制等) 第45条 感染防止の協力要請のみで補償に関する項目はない | 第45条に追加、または第62条に第45条も対象として追加 休業要請に対しては補償を行う旨規定 | |

We Are SEIDANREN

550を超える企業・団体の皆様に加盟いただいている生団連。
全国の皆様のもとへ事務局スタッフが訪問し、
会報誌で紹介させていただく出張シリーズ。
今回は福島県で広く事業を展開される
株式会社いちい様に伺いました。



次はアナタの街に・・・取材依頼、お待ちしております!

〈株式会社 いちい〉



株式会社 いちい

【基礎データ】

- 創業：1892年(明治25年)
- 所在地：福島県福島市さくら一丁目2番地の1
- 事業内容：スーパーマーケット事業、ペット事業(ペット関連用品販売)、外食事業、ネット事業(ネットショップ)、移動販売事業
- 従業員数：1181名(2019年6月30日時点)
- 店舗数：15店舗(外食事業除く)



株式会社いちい様は、1892年海産物商として創業以来、福島県北地区をメインに食料品を中心としたスーパーマーケット事業の他、ペットショップ事業、ファストフード事業など多くのチェーンを展開されている企業です。食を通して感謝と真心を次の世代に受け渡す企業を目指し、常に「こだわり」と「チャレンジ精神」を持って、地域の方々に支持していただけるような店づくりに力を入れておられます。

常務取締役 伊藤 翼 様にお話を伺いました



地域が豊かになるためには、その地域に根差した企業が存続し続けていくことが大切だと考えています。私たちは、地域に密着したスーパーとして、お客様、そして地元の生産者や取引先、商工会議所等とのつながりを大切に考えております。

日頃なかなか買い物に出られない高齢者の方々にご利用いただくといういち早く移動販売事業をスタートしました。今回のコロナ禍での

外出自粛においても大変ご好評をいただきました。

他には地域の生産者が出荷した有機野菜の安全性を証明するために放射線測定器を導入、また地域の農業の存続のための新規就農の促進、加工食品生産者などに対しては生産に必要な機械の導入を支援するなど、地域全体の長期的な発展を目指した取り組みを行っています。

社会貢献活動としては、地域スポーツ支援や親子向け食育イベント等を行っています。また、今後はいわゆる「子ども食堂」の開催も計画しています。内容としては、私たちが食材と場所を提供し、地元NPOが運営ノウハウを提供、そして地元短期大学の学生がボランティアで実際の運営を行う、まさに地域の力を活かした子ども食堂です。

今後も地域に密着した企業として、地域とともに発展し続けるために変革し続けていきたいと考えております。その意味でも、地域の発展のために活動していく「地域生団連」の展開に大いに期待しております。



▲本社と併設された物流センター



▲移動販売車(移動スーパーとくし丸)



▲親子向け食育イベントを実施しているフォーズマーケット

We Are SEIDANREN 新入会員 〈特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム〉

We Are SEIDANREN 新入会員 〈株式会社ウィルオブ・ファクトリー〉



JAPAN PLATFORM

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム


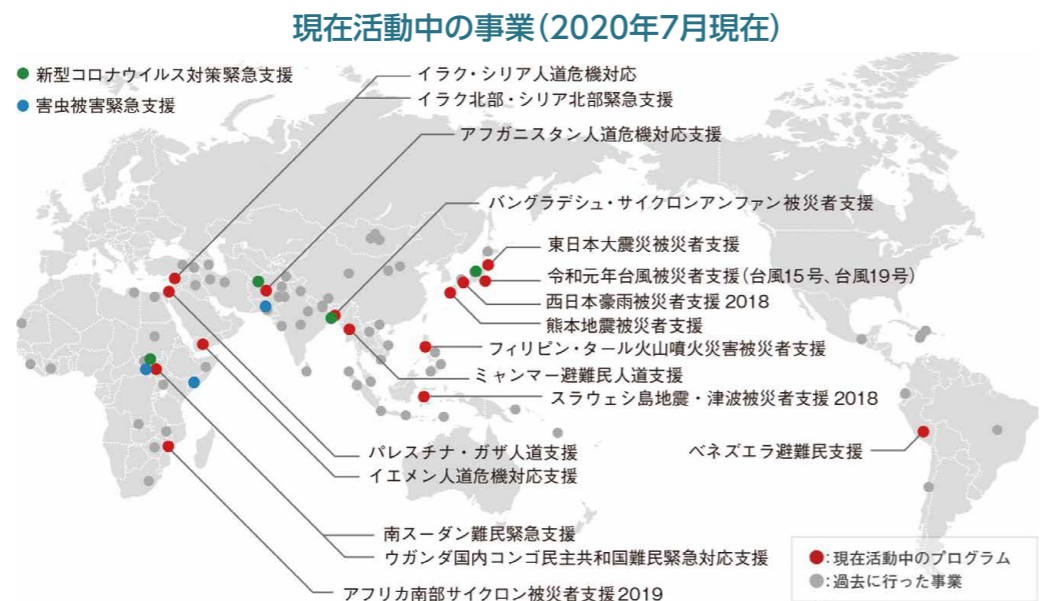
【基礎データ】

- 共同代表理事：永井秀哉、小美野剛
- 設立：2000年8月10日
- 連絡先：03-6261-4750
- 所在地：東京都千代田区麹町3-6-5
麹町GN安田ビル 4F
- URL：https://www.japanplatform.org/

ジャパン・プラットフォーム (JPF) とは

JPFは「経済界」「行政」「NGO」の3つのセクターで創設された、国内外の災害・紛争による被災者・避難者(民)を支援する組織(プラットフォーム)です。連携することによって被災者・避難者(民)に対しての支援活動をより迅速かつ効果的に行います。

各得意分野をもつ40以上の加盟NGOとともに2000年発足以来、日本国内・外の活動において、総額600億円以上、1,500事業以上、55の国・地域を対象に支援を展開してきました。


企業連携

企業の皆様のご寄付は、国内外の人道支援活動に役立てられております。弊団体は、企業様のCSR、CSV活動、SDGs達成に向けた活動についてもサポートさせていただいております。

右に企業・団体様との連携の事例をご紹介します。その他連携事例は、こちらにも掲載されています。
(https://www.japanplatform.org/company/supports.html)

連携事例のご紹介

- 社員募金によるご支援
- 全国の店舗に募金箱設置によるご支援
- 寄付付き商品、サービスによるご支援
- NGOスタッフの渡航協力によるご支援
- 社員食堂での寄付付きメニューによるご支援
- 自社製品の被災地への寄贈によるご支援
- ポイントサービスによるご支援



ウィルオブ・ファクトリー

株式会社ウィルオブ・ファクトリー

【基礎データ】

- 本社所在地：東京都千代田区外神田1-16-8
Nツアービル2階
- 創業：1997年1月 / 設立：2009年4月
- 代表者：代表取締役社長 土肥 貞之
- 事業内容：製造業や物流業に特化した人材派遣/人材紹介・技能実習生や特定技能者、エンジニア等、外国人採用における就労支援サービス
- 電話番号：03-6859-2060
- URL：https://willof-factory.co.jp/
- 取得認定人材派遣許可番号派13-304311
- 職業紹介許可番号13-ユ-303980
- 優良派遣事業者認定番号1705003(02)
- 製造請負優良適正事業者認定番号第2011006(03)号
- 特定技能外国人登録支援機関許可番号19登-000231



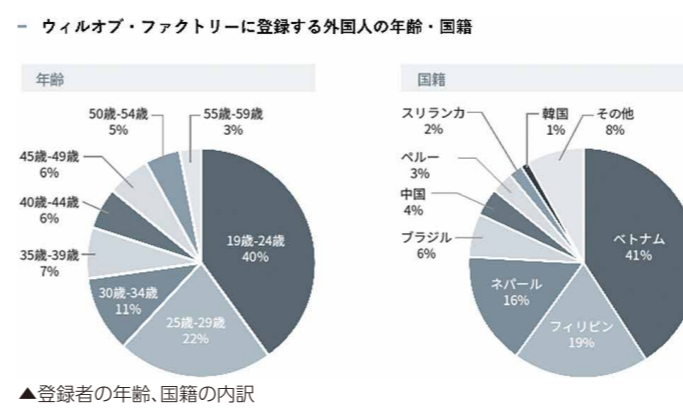
会社説明 (景気変動を受けにくい業界で事業を展開)

ウィルオブ・ファクトリー (旧エフエージェイ) は、東証一部上場企業の株式会社ウィルグループのグループ企業で、主に工場における軽作業を中心とした工程の業務請負、作業スタッフの人材派遣・紹介などの人材サービスを、北海道から九州まで39拠点(営業所含む)、24事業所で展開しています。製造業の中でも比較的景気の変動を受けにくい食品製造業を中心として事業活動を展開しており、現在は6割以上のお客様が食品関連企業となっています。

外国人材採用について

現在日本は、労働人口の減少による人手不足に直面しており、外国人労働者の必要性が高まっています。当社の外国人登録者数は、2020年3月現在で、約2万人に上り、国内の永住者・定住者はもちろん、日本語学校とも連携し、若手人材の確保にも努めています。また、ベトナムのホーチミン市工業大学やヴィン工業大学と提携し、現地では社員が常駐して研修や日本語教育を実施。日本企業で就業するためのスキルを身に付けた優秀な外国人材を日本に送り出しています。

当社は、法務省の外局である出入国在留管理庁長官(略称:入管庁)より、特定技能外国人登録支援機関として認定・登録されています。国内(留学生・技能実習生のビザ切り替え)、国外(元技能実習生・国外試験合格者)の両方で特定技能外国人の採用が可能となっております。また監理団体と連携しておりますので、技能実習生の受け入れもお任せください。





埼玉県地域婦人会連合会 柿沼トミ子会長が 「2020年度消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰」を受けられました

消費者庁が消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する「消費者支援功労者表彰」において、その筆頭となる「内閣総理大臣表彰」を授与された埼玉県地域婦人会連合会(以下、埼玉県婦連)の柿沼トミ子会長。生団連では副会長を務めて頂いており、日々生団連の活動に生活者目線のご意見を頂戴しておりますが、この度は素晴らしい表彰の授与に至るまでに取り組まれてきたご活動についてインタビューさせて頂きました。これまで携わってこられた消費者行政や消費者教育について、貴重なお話を伺うことが出来ました。



「2020年度消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰」の授与を大変嬉しく思います

今回、表彰を受けた時、今まで自分が実施してきたことを評価いただいたことと、とても有難く身に余る光栄に存じます。でも何より嬉しかったのは、県庁の女性政策課や環境防災部時代に県民の為に一緒に汗をかいた先輩や同僚、大利根町長時代に私を支えてくださった町民や議員の方々、埼玉県はもちろん全国の地域婦人会の皆様が各々の思い出に触れながら、表彰をわが事のように喜んでくださったことです。国や地域を支えているのは、政府や企業だけではない。いや、消費者こそが主役なのだ。その消費者の立場に立って現場の声を聞き、消費者の為に活動してきたことは決して間違っていなかった。微力ではありますが、皆様の幸福に繋がっていたことを実感できて、とても誇りに思えました。

消費者目線になっていない我が国の政治・社会

県庁職員に始まり、大利根町長や埼玉県議会議員として色々な立場を経験させていただきましたが、それぞれの組織において、当時消費者行政に力を入れている自治体は決して多くありませんでした。国も地域も行政は、企業側の視点が軸となっていました。これは今までの日本の歴史の中で、国をどう強くしていくのが国策として優先され、個々の消費者の立場へはあまり目を向けられてこなかったからかも知れません。県庁時代、欧州へ海外研修に行きました。日々の暮らしの中で、行政や企業が個々の生活者・消費者と向き合っていることが実感され、日本との違いにカルチャーショックを受けたことは今もよく覚えています。ただ我が国でも、生活の中心を担っている女性たちは消費者目線が備わっており、消費者の安心・安全が守られていることが豊かな暮らしを送る為に必要であることを知っています。埼玉県婦連では、

こうした女性目線、そして消費者の目線からの活動を50年以上にわたって続けており、生活現場の声を行政に、社会に訴えてまいりました。近年、「消費者目線」や「男女共同参画」がよく聞かれるようになり、昔に比べれば大きな進歩が見られます。それでも、消費者が安心・安全を享受する為に必要な消費者行政に十分な力点が置かれているとはまだ言えない状況です。埼玉県では進んでいるのですが、自治体によって地域格差もあります。婦人会のような消費者同士のネットワークが、国や地域行政にもっと働きかけて連携をとっていく必要があると感じています。

「消費者市民社会」の実現

私は埼玉県議会議員時代に、「消費者市民社会」というワードで発言しました。これは個々の消費者が自らの消費活動についてよく理解した上で、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことを指します。しかし、まだまだ消費者市民社会という言葉は十分行き渡っているとは言えないでしょう。やはり日本では消費者よりも企業側に目を向けられることが多く、企業優位である側面があります。確かに消費者の力は企業に比べると微力ではありますが、決して無力ではないのです。個々の消費者が密接に関わり合い、積極的に発信を行っていくことで消費者市民社会は実現されます。そうした消費者の活動をサポートしていくことも消費者行政において大切なことだと思っています。平成25年より6年間委員を務めた消費者庁の消費者教育推進



▲子育て支援センター「ぴっぴ」にて

会議でも常にその視点から発言を続けました。

大利根町長時代、子育て支援センター「ぴっぴ」を設立しました。これは保育園や幼稚園とは異なり、子育てについて地域の町民や専門の保育士等に気軽に相談したい、子どもを遊ばせるために連れていける場所が欲しい、といった親の声を汲み取って設立した施設です。この施設には親だけではなく、子どもの面倒を両親から任されたおじいちゃん、おばあちゃんもよく来られます。そこでは地域の市民同士の繋がりがだけでなく、子と親、祖父母と3世代での交流が生まれます。「ぴっぴ」はそうした生活者における地域間、世代間の交流を促進する場として機能することで、子育て生活者同士の連帯を強めることを可能としたのです。

消費者は守られてばかりではいけない

一方、このように消費者行政や消費者教育というと、消費者は守られるべき受け身の存在として捉えられがちですが、そうではありません。消費者自身が勉強し、地域社会の一員として地域課題について考え、声を上げて行動していくことが大切なのです。個人が勉強して意見を持つようになることで、同じ意見を持つ人同士での繋がりが生まれやすくなります。消費者が守られる為には、行政だけではなく、消費者自身が結束していく必要があります。そういった意味において、今後生団連の意義はますます高まっていくと思います。さらに今年度に立ち上げを予定している埼玉県生団連でも、こうした消費者や生活者の声をしっかりと発信していけるようなものにしていきたいですね。



柿沼トミ子様 プロフィール

- 埼玉県地域婦人会連合会 会長
- 埼玉県地域婦人会連合会 結核予防会 会長
- 北方領土返還要求運動 埼玉県民会議 会長

- 1998年 4月 埼玉県環境生活部 女性政策課 課長
- 2001年 4月 埼玉県環境防災部長
- 2005年 4月 埼玉県知事 特別秘書
- 2008年 4月 大利根町長就任
- 2011年 4月 埼玉県国際交流協会 理事長就任
- 2012年 4月 埼玉県議会議員 初当選
- 5月 全国地域婦人団体連絡協議会 会長就任



消費科学センター ～森林環境税に関する要望書を総務省に提出～

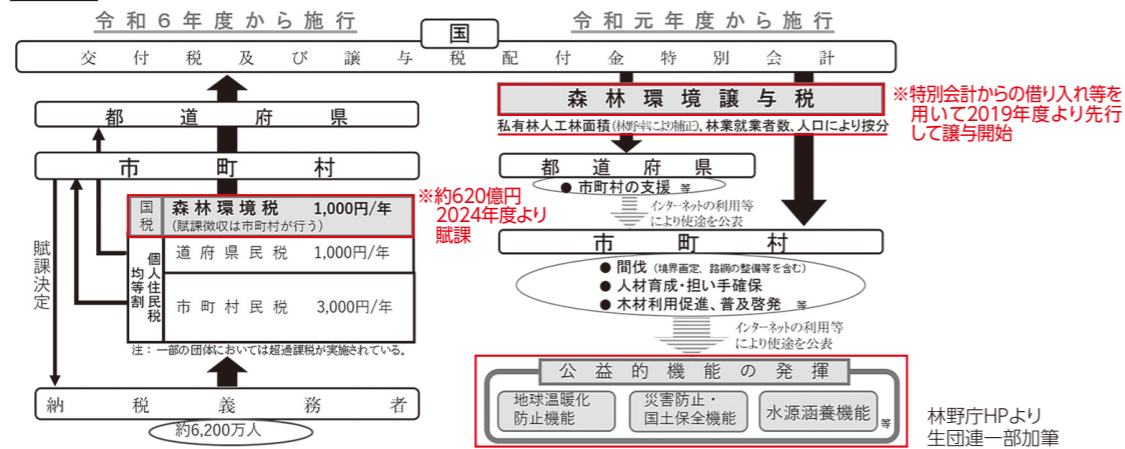
6月4日、生団連副会長の一般財団法人消費科学センター(大木 美智子 代表理事)が、森林環境税の運用改善を求める要望書を総務省(高市 早苗 総務大臣)宛に提出しました。「徴収した当該税の配分に際し、山林・林業従事者が多い自治体へより手厚い配分が行われるべき」という内容になっています。皆様との共有を図るため、この件に関してその問題点・課題を以下にまとめました。

森林環境税の仕組み

森林環境税とは、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的として、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(2019年成立)により創設された税で、2024年度から国民1人当たり1,000円が賦課されることが決まっています。(住民税に上乗せされます)

徴収された森林環境税は、森林環境譲与税として各都道府県・市町村に配分され、森林整備や林業の人材育成、国産木材の利用促進等に活用される予定です。(資料1参照)

資料1 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



大都市に偏った配分

森林環境税で問題視されているのは、その配分方法です。当該法律により、配分基準は①私有林人工林面積②林業従業者数③人口と定められています。そしてその比率は①50%②20%③30%です。(※私有林人工林:民有かつ、人間の手により造林・整備が行われている山林)

徴収額の30%が人口に応じて配分されることにより、林業を主要産業としていない大都市に多額の譲与が行われるという、いびつな構造が生まれてしまいました。また、その譲与額についても自治体ごとの跛行性が極めて大きくなっています。(資料2参照)

資料2 2019年度森林環境譲与税 譲与額ランキング

| 2019年9月 2020年3月 譲与額合計 | 上位 | 下位 |
|-----------------------------|---------------|-------------------|
| 都道府県別 (都道府県・市町村譲与合計) | ①北海道 : 15.3億円 | ①香川県 : 0.8億円 |
| | ②東京都 : 7.2億円 | ②沖縄県 : 0.8億円 |
| | ③高知県 : 7.1億円 | ③富山県 : 1.3億円 |
| 市町村別 | ①横浜市 : 1.4億円 | ①渡名喜村(沖縄) : 1.6万円 |
| | ②浜松市 : 1.2億円 | ②北大東村(沖縄) : 2.6万円 |
| | ③大阪市 : 1.1億円 | ③粟国村(沖縄) : 2.8万円 |

(参考)東京23区合計:3.6億円 総務省発表資料より生団連作成

「配分基準に人口を入れたのは、国産木材の利用促進・需要喚起に森林環境譲与税が利用されることで国内林業が活性化され、結果的に森林維持・保護にもつながるためである」と総務省は説明しています。しかし、需要喚起が過度に重視されると、森林の乱伐につながり、税導入の本来の目的である温室効果ガス削減や災害防止とは真逆の結果を招く危険性もあります。

消費科学センターはこうした問題認識から、森林環境税の意義は認めつつも、まずは森林整備を先行して進めるべきとし、山林を多く抱え、林業従事者も多い自治体により手厚い譲与が行われるよう、配分基準を早急に見直すべきである旨、提言しました。

二重課税問題

また、森林環境税については他にも問題点が存在しています。名称は様々であるものの、37の府県および横浜市では住民に対して既に同様の趣旨での独自課税を行っており、そうしたところでは森林環境税が「二重課税」となる可能性があるのです。(資料3参照)

使途を明確化し、重複する部分が大いのであれば整理するなど、中立的な監査体制も含めて住民にとって納得感のある対策が求められます。

資料3 独自課税の例

| | 名称 | 課税額 | 使途 | 備考 |
|------|----------------------|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| 高知県 | 森林環境税 | 500円/年 ※県内法人にも課税 (500円/年) | 森林整備 森林ボランティア支援 木材利用促進 等 | 全国初の森林環境税 (2003年導入) |
| 長野県 | 長野県森林づくり県民税 (森林税) | 500円/年 ※県内法人にも課税 (1,000円～ 40,000円/年) | 里山整備 間伐材利活用 人材育成 等 | 未活用の約8億円の 残高が判明 (2018年) |
| 神奈川県 | 水源環境保全税(☆) | 約890円/年 ※所得により変動 | 土壌保全 森林整備 生活排水対策 等 | |
| 横浜市 | 横浜みどり税 | 900円/年 ※市内法人にも課税 (4,500円～ 270,000円/年) | 緑化・緑地保全 農業体験 地産地消支援 等 | 神奈川県の課税 (☆)と合わせ 三重課税となる恐れ |

生団連作成

まとめ(森林環境税の問題点)

- 徴収額の30%が人口に応じて配分されるため、林業を主要産業としない大都市への譲与が相対的に厚くなっている
- 木材利用促進ばかりが先行すると、森林の乱伐につながり、税の目的を阻害する恐れがある
- 自治体によって既に独自課税されている森林環境税(および類似の税)との棲み分けが不十分(二重課税問題)

生団連としても、重点課題の一つである「国家財政の見える化」に関連し、徴収した税の効果的な運用とその検証を求めていることから、森林環境税および森林環境譲与税も重要な論点の一つになると考えております。引き続き、状況を注視してまいります。

消費科学センターは長年、森林ボランティア活動等を通じて、健全な森林の維持に尽力しています。右の写真は群馬県利根郡川場村で行った森林整備の様子(2015年)です。人口約3,200人の川場村は約1,500ha(東京ドーム約320個分)の私有人工林を有しているにも関わらず、2019年度の譲与額は約460万円に留まっています。





国民生活産業・消費者団体連合会